令和3年度岐阜県選奨生奨学金募集要項(高専生・大学生用)

令和3年度の岐阜県選奨生奨学金(第2次)の奨学生を下記のとおり募集します。

この奨学金は貸与ですので、貸与終了後は、全額返還していただくことになります。 募集要項をよく読まれたうえで申請を行ってください。

【申請期間】

令和3年10月1日(金)~令和3年11月12日(金)

- ※申請の提出期限は、在学校から岐阜県教育委員会へ送付する期限です。
- ※在学校の提出期限をお確かめください。

【申請書類提出先】

在学校の奨学金担当

【申込資格】

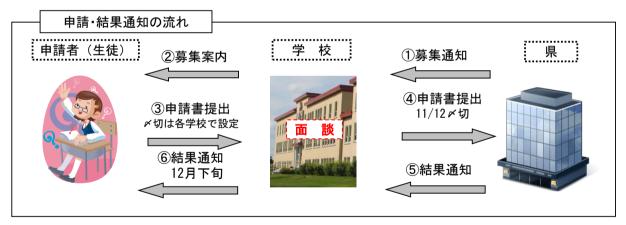
- 次の条件の全てに該当する生徒・学生が対象となります。
 - ①岐阜県内に住所を有する者の子弟であること。

(本人のみが岐阜県内に住所を有する場合は該当しません。)

- ②人物、学業ともに優秀であること(成績基準は5ページ参照)。
- ③修学に十分耐え得る健康状態であること。
- ④経済的理由により修学が困難であること(所得基準は5ページ参照)。
- ⑤次のいずれかの学校に在学していること。
 - ア 高等専門学校(専攻科を除く)
- イ 大学 (短期大学を含み、専攻科、別科及び大学院を除く。)

【申請手続】

申請希望者は、申請用紙に必要事項を記入の上、関係書類を添付して、<u>在学する学校の奨学金担</u> 当者等に提出してください。



【採用の通知】

審査結果は、採用・不採用にかかわらず在学する学校を通じて12月下旬頃にお知らせします。

【制度の概要】

1 奨学金の貸与月額

区分	貸与月額	日本学生支援機構の奨学 金(<u>貸与型</u>)を併せて受け る場合
高等専門学校	18,000円	14,000円
大 学	32,000円	16,000円

※日本学生支援機構の奨学金(<u>給付型</u>)のみ受給される方は、併用なしとみなします。 (高専:18,000円、大学:32,000円)

※第2次募集は、令和3年10月分からの貸与となります。

2 併用の禁止

以下の奨学資金との併用はできません。

- · 岐阜県高等学校奨学金
- ・岐阜県子育て支援奨学金
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金

3 奨学金の貸与方法

今回、第2次募集で新規に採用された方については、1月下旬に10~3月分をまとめて 奨学生名義の口座に振り込みます。

2年目以降は、5月(4~6月分)、7月(7~9月分)、10月(10~12月分)、 1月(1月~3月分)の各月の下旬に奨学生名義の口座に振り込みます。

4 奨学金の返還

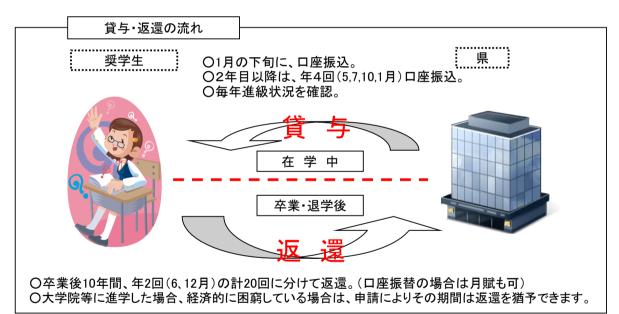
貸与終了後、約半年の据置期間をおいて10年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

返還は、県から送付する「納入通知書」により指定の金融機関での納入(※1)または口座からの自動引落し(※2)により納入していただきます。返還月は6月と12月の年2回ですが、口座からの自動引落しは月賦払いも可能です。

この奨学金は無利息ですので、元金のみを返還していただきますが、**各返還期日までに返還されない場合は延滞金が発生します**。

※1 納入する金融機関が、県の指定金融機関(県内の金融機関と一部県外の銀行)以外の場合、振込手数料がかかる場合があります。

※2 口座から自動引き落としできる金融機関は指定されています。



貸与額と10年・半年賦方式で返還する場合の1回あたりの返還額は下記のとおりです。 参考としてください。

①貸与月額 18.000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	216,000円	10,800円
2年間	432,000円	21,600円
3年間	648,000円	32,400円
4年間	864,000円	43,200円
5年間	1,080,000円	54,000円

②貸与月額 14.000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	168,000円	8,400円
2年間	336,000円	16,800円
3年間	504,000円	25,200円
4年間	672,000円	33,600円
5年間	840,000円	42,000円

③貸与月額 32.000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	384,000円	19,200円
2年間	768,000円	38,400円
3年間	1,152,000円	57,600円
4年間	1,536,000円	76,800円
5年間	1,920,000円	96,000円
6年間	2,304,000円	115,200円

④貸与月額 16,000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	192,000円	9,600円
2年間	384,000円	19,200円
3年間	576,000円	28,800円
4年間	768,000円	38,400円
5年間	960,000円	48,000円
6年間	1,152,000円	57,600円

〇滞納者に対する処置

- (1)奨学生本人が返還しない場合は、連帯保証人に返還の請求をします。
- (2)滞納者に対しては、県が委託している債権回収会社から返還請求する場合があります。
- (3)著しく返還を怠った場合は、強制執行の手続きをとることがあります。
- (4)裁判所、弁護士等を使った場合、その費用も合わせて請求します。

5 個人情報について

申請書等にご記入いただいた情報等は、奨学金貸与・返還業務のために利用し、業務の目的の適正な範囲において、情報を学校・金融機関等に必要に応じて提供することがありますが、その他の目的で利用することはありません。

【申請書類】

以下の書類を、各学校の奨学金担当まで提出してください。

○提出書類一覧

番号	必要書類	留 意 事 項	備考
		ア「親権者の同意」欄は、親権者が2人の場合は2名記載し、親権者が1人の場合は1名記載すること。	
		イ「連帯保証人」欄は、必ずしも親権者でなくてもよいが、独立 の生計を営む成年者であること。	
		ウ「希望する貸与額」欄は、該当のものを○で囲むこと。	
	岐阜県選奨生奨学金貸 与申請書	エ「希望貸与期間」欄は、申請年度の10月から貸与を希望する 期間(最長期間は卒業年月まで)を記入すること。	
1		オ「家族の状況」欄は保護者の属する世帯で同一の生計を営む者 全員について記入すること。ただし、就学者については別居 している場合も記入すること。	
		カ「奨学金を希望する理由」欄は、家族・家庭の状況も併せて具体的・詳細に記入すること。	
		また、生活保護法に基づく被保護世帯である場合は、その旨 を記入し、生活保護受給証明書等を添付してください。	

※申請、貸与、返還時を問わず、重要書類の提出時には連帯保証人の印鑑が必要となります。 また、貸与決定後の「誓約書」提出の際は、あわせて印鑑登録証明書を提出していただきます。 滞納した場合、連帯保証人は本人と同等の責任を負うことになります。

番号	必要書類	留意事項	備考
		ア 1年生 前年度の在籍校で成績証明書を請求し、提出してください。 ※浪人等の理由により前年度学校に在籍していない場合、 最終学歴の学校で証明書を請求し、提出してください。	学校発行の証明 書
② 成	成績証明書	イ 2年生~ 前学年の成績証明書を提出してください。 (参考) 成績基準 ・1年生 高校(中学)3年時の評定平均が3.5以上	
		・2年生〜 前学年時の評定平均が「良」以上 ウ 高等学校卒業程度認定試験合格者については、文部科学省総合教 習推進課にて発行する「孤島学校卒業程度認定試験合格成績証明	
3	住民票(本籍地省略可)	ア 親権者の属する世帯全員の住民票を提出してください。 イ 申請者が別居の場合、申請者の住民票は必要ありません。	
4	主たる家計支持者の所得課税証明書を提出してください。		
5	岐阜県選奨生奨学金貸 付金口座振込依頼書	ア 口座名義人は、申請者本人にしてください。 イ 銀行等で、依頼書に確認印をもらうか、預金通帳の写し (名義・口座番号が確認できるもの)を提出してください。	
6	推薦調書	ア 本人が在学校の奨学金担当者又は担任に渡してください。 イ 推薦調書と共に「岐阜県選奨生奨学金の募集に関する奨学金 事務担当者様へのお願い」を渡してください。	学校で作成
7	面談記録票	在学校の奨学金担当者又は担任が本人と面談を行い、記入しま す。申請者が記入しないで下さい。	学校の担当者が 面談(リモート可) 後に記入

お問い合わせ先

岐阜県教育委員会 教育財務課 管理経理係 TEL 058-272-1111 (内線) 3558, 3559 〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1